

特定非営利活動法人那須高原自然学校  
役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人那須高原自然学校（以下「この法人」という。）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第 3 条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(定期申告)

第 4 条 役員は、毎年当該役員兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第 5 条 前 2 条の規定に基づく申告を受けた理事長は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第 6 条 第 3 条又は第 4 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。